11月は個人事業税第2期分の納期です

お手元の納付書により、11月30日(木)までにお納めください。

くご利用になれる納付方法>

- ①金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替※2
- ③コンビニエンスストア*3

<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス コミュニティ・ストア サークルド サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店舗 を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

- ④金融機関**1・郵便局の 🤐 (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング*4
- ⑤パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付

平成 27 年度より、**クレジットカードでも納付ができるようになりました。** パソコンやスマートフォン等から都税クレジットカードお支払サイトへアクセスし、お手続きください。

- ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
 - ・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額 100 万円未満の納付書に限り納付できます。 ・口座振替をご利用中の方は、クレジットカードでの納付はできません。

その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。 詳細は、都税クレジットカード納付サポートセンター (03-6416-1325) へお問い合わせください。

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 口座振替申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)へお問い合わせください。
- ※3 1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
- ※4 〇 (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。
 - 〇領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)。
 - ○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
 - ○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】<課税について> 所管都税事務所の個人事業税班

<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班



便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税、23 区内の固定 資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っ ています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

| | 法人事業税・地方法人特別税・法人都民税 | 事業所税(23区内) | 固定資産税(償却資産) (23区内) |
|---|--|--|-----------------------|
| 電子申告 | ○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など | 〇納付申告 〇修正申告 〇免税点以下申告 〇事業所用家屋貸付等申告 | 〇償却資産申告 |
| 電子申請·届出 | 〇法人設立・設置届 〇異動届出 〇中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 〇申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 〇法人税に係る連結納税の承認等の届出 など | ○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細 など | _ |
| '#!' - ` \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | ○本税の納税○見込納付(確定申告分のみ)○加算金の納付○延滞金の納付 | ○本税の納付 ○加算金の納付○延滞金の納付 | _ |

<eLTAXのご利用時間>

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分~24時 (土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く)

<利用手続についてのお問い合わせ>

【 ŽTÁX ホームページ】 http://www.eltax.jp/

エルタックス



【 **② TAX** ヘルプデスク】 0570-081459 (左記電話につながらない場合:03-5500-7010) 平日 9時~17時 (土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く)

<申告内容や納税についてのお問い合わせ> 【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、 e-Tax ホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp/)をご覧ください。



eLTAX イメージキャラクター エルレンジャー

☆★☆ 11月は、『eLTAX全国一斉広報月間』です ★☆★

一都税についてのお知らせー

「特定空家等」に該当すると土地の固定資産税・都市計画税の現象が高くなる可能性があります(23区内)

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。同法に基づき 勧告を受けた「特定空家等」の敷地については、区役所からの連絡により、賦課期日(1月1日)ま でに勧告に対する必要な措置が講じられたことが確認できない場合、固定資産税・都市計画税の住宅 用地に係る課税標準の特例(以下「住宅用地の特例」という。)対象から除外されます。

★「特定空家等」とは?

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項において「空家等」のうち以下の状態にあると認められるものをいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

★「空家等対策の推進に関する特別措置法」のお問い合わせ先

特定空家等の勧告や必要な措置等については・・・

→ご所有の土地・家屋が所在する区にある<u>区役所</u>へ 住宅用地の特例や固定資産税等については・・・

→ご所有の土地・家屋が所在する区にある<u>都税事務所</u>へ それぞれお問い合わせください。



昨年度に引き続き、平成29年度も

小規模非住宅用地の



固定資産税・都市計画税を減免します 23 区内

減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が 400 ㎡以下であるもののうち 200 ㎡までの部分

ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所

一都税についてのお知らせー

MEKOEGOLESZKKEEF?

に対する固定資産器・部市計画器を概念します(28区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末 (1月1日新築の場合は翌年の2月末) <耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸 あたり 120 ㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税 を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。 詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

省エネ(熱損失防止)改修をした住宅に対する固定資産税が減額されます(23区内)

<減額の対象となる住宅> …

平成 20 年 1 月 1 日以前からある住宅で平成 30 年 3 月 31 日までの間に、人の居住の用に供する部分 (賃貸部分を除く。)において、一定の要件を満たす省エネ(熱損失防止)改修工事を行った住宅

<減額の年度と額>

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1※が減額されます(賃貸部分は、減額の対象にはなりません。)。

※改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2

減額を受けるためには、改修工事完了後3ヶ月以内に、申告が必要です。詳しくは、当該住宅が 所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23区外で省エネ改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

- 都税についてのお知らせ-

バリアフリー改修をした住宅に対する固定資産税が減額されます(23区内)

----- <減額の対象となる住宅> --------------

新築された日から 10 年以上経過した住宅で、65 歳以上の方等が居住する住宅について、平成 30 年 3 月 31 日までの間に、人の居住の用に供する部分(賃貸部分を除く。) において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合

<減額の年度と額> …………

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり100㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます(賃貸部分は、減額の対象にはなりません。)。

減額を受けるためには、バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23 区外でバリアフリー改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

中小企業者向け省エネ促進税制

~法人事業税・個人事業税の減免~

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

| 対象者 | 「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金 1 億円以下の法人等、個人事業者が該当します。 | |
|-------|---|--|
| 対象設備 | 次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*(指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。)*空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機)*照明設備(蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具)*ハ型ボイラー設備(小型ボイラー類)*再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム) | |
| 減 免 額 | 設備の取得価額(上限 2,000 万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可 | |
| 対象期間 | (法人) 平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 | |
| 減免手続 | 減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。 | |

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- ●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - 所管都税事務所の法人事業税 個人事業税班
 - 主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - 主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- ●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

インターネット公売(不動産、動産・自動車)のお知らせ

| | | | | 不動産(入札方式) | 動産・自動車(せり売り方式) | |
|--|---|----|---|---|--|--|
| 公売参加申込期間 | | 期間 | 平成 29 年 11 月 8 日(水) 13 時から平成 29 年 11 月 21 日(火) 23 時まで | | | |
| 入 | 札 | 期 | 間 | 平成 29 年 11 月 28 日(火)13 時から 平成 29 年 12 月 5 日(火)13 時まで | 平成 29 年 11 月 28 日(火)13 時から 平成 29 年 11 月 30 日(木)23 時まで | |
| 公 | 売 | 物 | 件 | 東京都主税局ホームページ内の<公売情報>をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産・自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧く ださい。 | | |
| 実 | 施 | 機 | 関 | 主税局徴収部・各都税事務所 | | |
| お 問 い 合 わ せ 先 主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-2986) | | | R公売班(03-5388-2986) | | | |

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ〈公売情報〉 http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/

東京都 公売

検索∇

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。 〈メールマガジンのご案内〉 http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm

主税局 メルマガ

検索、

合同不動産等公売のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を入札の方法により売却(公売)します。 なお、この不動産等公売は、東京都と都内の区市町村が合同で実施します。

| 公売予定日 | 平成29年11月14日(火)・15日(水) | |
|---------|---|--|
| 公 売 物 件 | 東京都主税局ホームページ内の<公売情報>、または都庁第一本 庁舎 19 階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役 場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。 | |
| 会場 | 東京都千代田都税事務所 7階会議室 | |
| 入札時間 | 13時00分 ~ 14時00分 | |
| 実 施 機 関 | 主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村 | |
| お問い合わせ先 | 〈主税局徴収部実施分〉 主税局徴収部機動整理課公売班 O3-5388-3027(直通) 〈都税事務所実施分〉 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 O3-5388-3024(直通) 〈区市町村実施分〉 主税局徴収部個人都民税対策課 O3-5388-3039(直通) | |

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ〈公売情報〉http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。 〈メールマガジンのご案内〉 http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.htm

主税局 メルマガ

検索